

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和2年8月7日現在

給付・免除関係等

支援策名



対象者

支援内容

申請方法・申請先・問合せ先など

個人等向けの支援

特別定額給付金

実施中
令和2年
8月18日
まで

市内に住民登録のある全ての
人への支援

基準日(令和2年4月27日)に、住
民基本台帳に記録されている者

●1人当たり10万円

- 申請書類を大和高田市特別定額給付金事業担当
に提出
- 郵送申請方式
- オンライン申請方式
(マイナンバーカード所持者が利用可能)
- 申請期限は令和2年8月18日(火)※消印有効
- 総務省
特別定額給付金コールセンター
TEL 0120-260-020
午前9:00~午後8:00(土日祝除く)
- 大和高田市特別定額給付金事業担当
TEL 0745-22-1101
午前8:30~午後5:15(土日祝除く)

子育て世帯への 臨時特別給付金

実施中

子育て世帯の生活を支援

令和2年4月分(3月分を含む)の
児童手当(本則給付)の受給者の方

●対象児童1人につき
1万円

- 原則、申請は不要
(令和2年3月31日時点での居住市町村から支給)
- 公務員の方は申請書を提出
(所属庁の証明が必要)
- 内閣府
子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター
TEL 0120-271-381
午前9:00~午後6:30(土日祝除く)
- 大和高田市福祉部児童福祉課
TEL 0745-22-1101
午前8:30~午後5:15(土日祝除く)

ひとり親世帯 臨時特別給付金

実施中
令和3年
2月26日
まで

ひとり親世帯への支援

- 令和2年6月分の児童扶養手当が
支給される方
- 公的年金等を受給しており、令和
2年6月分の児童扶養手当の支給
が全額停止される方または、全額
又は一部支給停止となることが想
定される方
- 新型コロナウイルス感染症の影響
を受けて家計が急変するなど、収
入が児童扶養手当を受給している
方と同じ水準となっている方

- 基本給付
児童扶養手当受給世帯
等(①・②・③)に対し
て5万円(第2子以
降は+3万円)
- 追加給付
対象者の①または②に
該当する方のうち、新
型コロナウイルス感染
症の影響を受けて収入
が減少した方
(1世帯+5万円)

- 基本給付の①に該当する方は申請不要
- 基本給付②・③の対象者及び追加給付対象者は
児童福祉課に申請書と必要書類を提出
申請受付:令和2年8月3日~令和3年2月26日
- 厚生労働省
ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター
TEL 0120-400-903
午前9:00~午後6:00(土日祝除く)
- 大和高田市福祉部児童福祉課
TEL 0745-22-1101
午前8:30~午後5:15(土日祝除く)

住居確保給付金

実施中

家賃相当額の支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡
大等の状況を踏まえ、休業等に伴う
収入減少により、住居を失うおそれ
が生じている方

- 家賃実費支給
(上限有り)
- 原則3か月
(最長9か月まで)

- 申請書類を大和高田市くらし・せいかつ支援係
に提出
- 厚生労働省
一般的なお問い合わせは相談コールセンター
TEL 0120-23-5572
午前9:00~午後9:00(土日祝含む)
- 大和高田市くらし・せいかつ支援係
TEL 0745-44-3111
午前8:30~午後5:15(土日祝除く)

傷病手当金

実施中

発熱などの自覚症状があり仕事
を休んでいる等の方への支援

- 次の条件をいずれも満たしたときに
支給されます。
- 業務災害以外の病気やケガの
療養のために働くことができ
ないこと
※業務又は通勤に起因する病
気やケガは労災保険給付の
対象となります。
 - 4日以上仕事を休んでいること

- 1日あたりの支給額傷
病手当金の支給開始日
の属する月以前の直近
12月間の標準報酬月
額を平均した額の30
分の1に相当する額の
3分の2に相当する額
(支給を始めた日から最
長1年6か月の間)

- 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、
ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。
- 国民健康保険に加入の方は、大和高田市保健部
保険医療課国保係へ
後期高齢者医療制度に加入の方は、大和高田市
保健部保険医療課医療係へ
お問い合わせください。
TEL 0745-22-1101
午前8:30~午後5:15(土日祝除く)

新型コロナウイルス 感染症対応休業支援金

実施中

休業手当の支払いを受けること
ができなかった労働者への支援

休業させられた中小企業の労働者の
うち、休業期間中の賃金(休業手
当)の支払いを受けることができな
かった労働者

- 休業前賃金の80%
- 月額上限 33万円

- 申請書類を労働者本人もしくは事業主が提出
・郵送での申請(7月10日~)
〒600-8799
日本郵便株式会社京都中央郵便局留置
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業
支援金・給付金担当
- オンラインでの申請(準備中)
- 厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金
給付金コールセンター
TEL 0120-221-276
月~金:午前8:30~午後8:00
土日祝:午前8:30~午後5:15

求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者
の方への支援

実施中

ハローワークに求職の申込みをして
おり、在職中でなく、雇用保険の失
業給付を受けていない等の条件を満
たす方

- 職業訓練受講手当を
月額10万円等

- 厚生労働省
●ハローワーク大和高田
TEL 0745-52-5801
午前8:30~午後5:15(土日祝除く)

小学校休業等 対応支援金

実施中
令和2年
12月28日
まで

小学校等が臨時休業により、契約
していた仕事なくなった保護者
への支援

令和2年2月27日~9月30日ま
で、臨時休業等により、子どもの世
話を行うために、契約した仕事があ
りなくなった方

- 1日あたり4,100円
- 令和2年4月1日以降
1日あたり7,500円

- 申請期間:令和2年12月28日
- 厚生労働省
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成
金コールセンター
TEL 0120-60-3999
受付時間:午前9:00~午後9:00
(土日祝含む)

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和2年8月7日現在

給付・免除関係等

個人等向けの支援

支援策名	国 (申請は市等) 国 県 市 その他	対象者	支援内容	申請方法・申請先・問合せ先など
水道料金の基本料金免除 (2か月分) 市民のみなさまへの生活支援	実施中 7月検針まで	市内の全給水契約者 (事業所含む)	●4月、5月使用分 (6月検針) 及び 5月、6月使用分 (7月検針) を免除	●免除の申請は、不要です。 ●大和高田市上下水道部水道総務課 TEL 0745-52-1367 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)
小・中学校の学校給食費相当額の支給 (2か月分) 就学困難な児童生徒の保護者への支援	実施中	令和2年度就学援助費受給認定者 (就学困難な児童生徒の保護者)	●4月、5月の学校給食費相当分	●申請は、不要です。 ●大和高田市教育委員会学校教育課 TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)
夏季通学環境整備 夏季通学の小・中学生に対する支援	実施済	市内の全小学生・中学生	●小学校、中学校の臨時休業等に伴い、夏季休暇が短縮され、炎天下の中で通学する小学生及び中学生等にネッククーラーを配布	●申請は、不要です。 ●市内公立小学校及び中学校に通学している児童・生徒には学校を通じて配付 ●上記以外の児童・生徒には、個別に郵送 ●大和高田市企画政策部企画創生課 TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)
新生児定額給付金 新生児への支援	実施中 令和3年2月1日まで	下記の要件を全て満たす方 ①子どもが令和2年4月28日~12月31日までに生まれたこと ②出生により大和高田市の住民基本台帳に登録された子どもであること ③給付金申請時点で、子どもの住民登録が大和高田市にあること ④給付金申請時点で、給付金申請者である父又は母の住民登録が大和高田市にあること	●新生児1人につき10万円の給付	●申請期間：令和2年7月21日~令和3年2月1日 ●申請書類を大和高田市児童福祉課に提出 ●大和高田市福祉部児童福祉課 TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)
地域振興券の配布 市内に住民登録のある全ての人への生活支援	NEW (準備中)	基準日 (令和2年9月1日) に、住民基本台帳に登録されている者	●市内利用可能店舗で使える地域振興券を1人につき5,000円分配布	●ただいま、準備中です。詳細については、準備が整いましたら市ホームページ等でお知らせいたします。 ●申請は、不要です。 ●各世帯に簡易書留にて送付します。 (送付日未定) ●大和高田市市民部産業振興課 (8月14日まで) TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く) ●大和高田市地域振興券コールセンター TEL 0570-666-313 午前9:00~午後5:00 (土日祝除く) ※8月17日より開設予定
エコバッグの配布 各世帯への感染予防	NEW (準備中)	基準日 (令和2年9月1日) に、住民基本台帳に登録されている全世帯	●各世帯ごとに洗い替え用のエコバッグを1個配布	●ただいま、準備中です。詳細については、準備が整いましたら市ホームページ等でお知らせいたします。 ●申請は、不要です。 ●各世帯に地域振興券と同時に送付します。 (送付日未定) ●大和高田市市民部産業振興課 (8月14日まで) TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く) ●大和高田市地域振興券コールセンター TEL 0570-666-313 午前9:00~午後5:00 (土日祝除く) ※8月17日より開設予定
GOTOトラベルキャンペーン 旅行をされる方への支援	実施中 地域共通クーポンは9月以降開始予定	令和2年7月22日 (水) 以降に国内旅行をされる方	●旅行代金の35%割引 (代金の1/2相当額×7割) ※1人1泊あたり14,000円が上限 (日帰りは上限7,000円) + 【9月以降の開始予定】 ●地域共通クーポン付与 (旅行代金の15%) 上配合計で1人1泊あたり2万円が上限 (日帰りは、1万円が上限)	●7月22日以降の旅行を既に予約の場合は、旅行後に申請により割引分が還付されます。7月27日以降、準備が整った旅行業者等で割引価格での旅行の販売が実施されます。地域共通クーポン券は、旅行業者より配付されますが、クーポン付の本格実施日は、9月以降の開始予定です。 (それまでは、旅行代金の割引のみとなります。) ●コールセンター ・一般消費者用： TEL 0570-002442 (年中無休) (午前10:00~午後7:00) TEL 03-3548-0520 (土日祝、年末年始除く) (午前10:00~午後5:00) ・観光関連事業者用： TEL 0570-017345 (年中無休) (午前10:00~午後7:00) TEL 03-3548-0525 (土日祝、年末年始除く) (午前10:00~午後5:00)

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和2年8月7日現在

貸付関係

個人等向けの支援

支援策名	国 (申請は市等) 国 県 市 その他	対象者	支援内容	申請方法・申請先・問合せ先など
緊急小口資金 (一時的な資金が必要な方 [主に休業された方]) 休業等で緊急かつ一時的に生計の維持が困難でお悩みの方への特例貸付	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により収入の減少があった世帯20万円以内 ・据置期間：1年以内 ・償還期限：2年以内 ・利子・保証人：無利子・不要	●大和高田市社会福祉協議会又は労働金庫、取扱郵便局 ※郵送での申込みもできます。 ●厚生労働省 相談コールセンター TEL 0120-46-1999 午前9:00~午後9:00 (土日祝含む) ●大和高田市社会福祉協議会 TEL 0745-23-5426 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)
総合支援資金 (生活の立て直しが必要な方 [主に失業された方等]) 失業等で生活再建までの間に必要な生活費用でお悩みの方への特例貸付	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	●2人以上:月20万円以内 ●単身:月15万円以内 (貸付期間:原則3月以内) ・据置期間：1年以内 ・償還期限：10年以内 ・利子・保証人：無利子・不要	●大和高田市社会福祉協議会又は労働金庫、取扱郵便局 ※郵送での申込みもできます。 ●厚生労働省 相談コールセンター TEL 0120-46-1999 午前9:00~午後9:00 (土日祝含む) ●大和高田市社会福祉協議会 TEL 0745-23-5426 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)

猶予・減免関係

支援策名	国 (申請は市等) 国 県 市 その他	対象者	支援内容	申請方法・申請先・問合せ先など
国税の猶予 所得税などの納税が困難な方への支援	実施中	国税を一時的に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。詳しくは国税庁HPをご覧ください。		●国税局猶予相談センター TEL 0120-527-363 午前8:30~午後5:00 (土日祝除く)
県税の猶予 不動産取得税や自動車税等の納付が困難な方への支援	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、一時に納付・納入することが困難である方	●1年間、徴収猶予等が認められる場合あり	●中南和県税事務所 TEL 0744-48-3007 TEL 0744-48-3008 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く) ●奈良県自動車税事務所 TEL 0743-51-0082 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)
市町村民税・固定資産税の納税相談	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の1ヶ月以上の期間で、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した方及び一時に納付・納入することが困難である方 ※令和2年2月1日~令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての市税	●徴収猶予(納税、納付の期間延長)等が認められる場合あり	●申請書類を大和高田市収納対策室に提出 ●大和高田市財務部収納対策室 TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)
国民健康保険税の納税相談	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年より一定程度減少した世帯	●申請により保険税の徴収猶予・減免が受けられる場合あり	●申請書類提出先及び問合せ先 ・徴収猶予：大和高田市収納対策室に提出 ・減免：大和高田市保険医療課国保係 TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く) (国民健康保険組合にご加入の方は加入されている組合)
後期高齢者医療保険料の納付相談	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年より一定程度減少した世帯	●申請により保険料の徴収猶予・減免が受けられる場合あり	●申請書類を大和高田市保険医療課医療係に提出 ●大和高田市保健部保険医療課医療係 TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)
介護保険料の納税相談	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年より一定程度減少した世帯	●申請により保険料の減免が受けられる場合あり	●申請書類を大和高田市介護保険課介護保険給付係 ●大和高田市保健部介護保険課介護保険給付係 TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)
国民年金保険料の納付が困難な方への支援	実施中	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方	●個人が納める国民年金保険料の全部・一部の減免や猶予が受けられる場合あり	●申請書類を大和高田市市民課年金係に提出 ●大和高田市市民部市民課年金係 TEL 0745-22-1101 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く) 又は大和高田年金事務所 TEL 0745-22-3531 午前8:30~午後5:15 (土日祝除く)

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和2年8月7日現在

その他

個人等向けの支援

支援策名	国（申請は市等） 国 県 市 その他	対象者	支援内容	申請方法・申請先・問合せ先など
定期予防接種の延期措置	実施中	本市に住民登録があり、令和2年3月19日以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによる「特別な事情」により、規定の接種期間に定期接種（高齢者肺炎球菌・子どもの定期接種）をできない相当な理由があると本市が認めた方	●申請により定期接種を期間延長して受けられる場合あり	●事前に大和高田市保健センターへご相談ください。申請書類を送付。 ●大和高田市保健センター（健康増進課） TEL 0745-23-6661 午前8：30～午後5：15（土日祝除く）
PCR検査の実施	NEW (準備中)	新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、大和高田市医師会の医師が検査の必要があると診断した方（予約制）	●PCR検査等を実施	●ただいま、準備中です。 詳細については、準備が整いましたら市ホームページ等でお知らせいたします。 ●大和高田市 保健部 保険医療課 TEL 0745-22-1101 午前8：30～午後5：15（土日祝除く）